

基本施策11 しょうがいしゃの支援

【施策統括課:しょうがいしゃ支援課 主な関係課:福祉総務課】

<現状と課題>

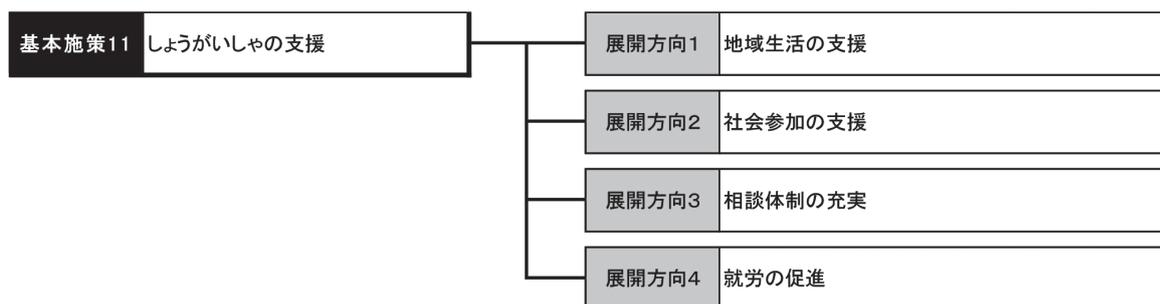
- 平成25(2013)年4月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が施行され、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」となりました。
- 本法律の施行によって、平成25(2013)年4月から、障害者の定義に政令で定める難病等が追加され、障害福祉サービス等の対象となりました。また、平成26(2014)年4からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化等が実施されています。
- 平成24(2012)年には、しょうがい児を対象とした施設・事業について、児童福祉法改正により根拠法を一本化するとともに、体系も再編されました。また同年10月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行されており、同法に基づき国立市においても「しょうがい者虐待防止センター」を設置(直営及び休日夜間は委託)しました。
- 障害者権利条約が平成26(2014)年に批准されたことを背景として、平成25(2013)年には障害者優先調達推進法の施行、障害者の法定雇用率の引き上げ、平成27(2015)年には法定雇用率未達の場合の納付金対象企業の拡大、平成28(2016)年には障害者差別解消法の施行、平成30(2018)年には難病法の改正など障害福祉行政に関わる大きな制度改正が相次いでいます。
- 国立市における「身体障害者手帳」の所持者数は、平成26(2014)年以降、横ばいの状況にあり、平成30(2018)年では1,937人、平成26(2014)年の1,952人と比べ0.8% (15人)微減しました。また、知的しょうがいの方の「愛の手帳」の所持者は増加傾向が続いており、平成30(2018)年では525人、平成26(2014)年の493人と比べて6.5% (32人)増加しています。さらに、「自立支援医療受給者証(精神通院)」の交付を受けている方についても、平成23(2011)年以降は1,000人を超えており、平成29(2017)年では1,340人、平成25(2013)年の1,129人と比べて18.7% (211人)増加しています。
- 平成17(2005)年4月、全国に先駆けしょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で共に出会い、共に育みあえる、差別のない「くにたち」のまちであり続けることを願い、「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」を制定しています。
- さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定を踏まえ、「あたりまえに暮らすまち宣言」の理念を基にした「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」を平成27(2015)年9月に制定(平成28(2016)年4月施行)しました。
- 国の制度改正を踏まえつつ、今後も引き続き、しょうがいのある方が地域の中であたりま

えに暮らしを続けることができるよう、各種サービスの提供を通じた総合的な支援を推進します。また、しょうがいのある方に対する誤解や偏見及び日々の暮らしや社会参加を妨げている障壁の解消等に努め、合理的配慮の提供を行うことが引き続き求められています。

- 福祉行政の対象となるしょうがいしゃは、めまぐるしい制度改正を理解し必要な手続きをしなければならない状況に置かれています。平成24(2012)年以降に導入された計画相談(個別給付)に基づき、相談支援事業所としょうがいしゃがパートナーシップをとって、円滑にサービス利用をしていくことが求められています。

<施策の目的及び体系>

しょうがいのある人もない人も、自分の選んだ地域で、自らの生き方を選択でき、集う、学ぶ、遊ぶ、働く、住まう、憩うなど、暮らしのあらゆる面にわたって共に出会い、育みあえるまちを目指します。



<展開方向1：地域生活の支援>

【目的】

しょうがいしゃが地域であたりまえに生活し続けられるようにします。

【手段】

- ◆各種手当の給付や自己負担金等の助成、日常生活に必要な福祉サービスの給付等を実施します。
- ◆しょうがいのある人もない人も共に地域で生活していく意識を醸成していきます。
- ◆社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮の提供を行い、市民や事業所の理解促進に向けた取組を行います。
- ◆しょうがいしゃの高齢化や生活入所施設や病院等からの地域移行を支援するため、地域生活支援拠点の面的整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2023 年	2027 年
施設入所から地域移行した しょうがいしゃ数 (平成 29(2017)年 10 月からの累計)	人	しょうがい福祉計画活動実績	1 (2018 年)	3	4
1 年以上の長期入院患者数	人	東京都福祉保健局調査における国立市の値	88 (2018 年)	73	68

<展開方向 2 : 社会参加の促進>

【目的】

外出支援や外出先の確保、日中活動への支援等により、社会参加の促進を図ります。

【手段】

- ◆しょうがいの特性に合わせた移動手段を確保できるよう支援を行います。
- ◆地域活動支援センター等の活動や事業所等への助成を通じ、しょうがいしゃの外出先を確保するとともに、地域参加活動を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2023 年	2027 年
地域生活支援事業による通所先の延べ利用人数	人	地域活動支援センター実績報告	6,215 (2018 年)	6,320	6,330
障害者総合支援法に基づく通所施設数（福祉就労）の支給決定者数	人	生活介護・自立訓練・就労継続支援・就労移行支援の支給決定者数	428 (2018 年)	500	510
児童福祉法に基づく通所の支給決定者数	人	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービスの支給決定者数	224 (2018 年)	270	280

<展開方向 3 : 相談体制の充実>

【目的】

当事者やその家族に寄り添った相談支援を今まで以上に充実させ、生活のしづらさや困難が軽減できるようにします。

【手段】

- ◆委託相談支援事業所と協力して自立支援協議会の運営を推進するなど連携強化を図ります。
- ◆しょうがいしゃ虐待の相談事案については、しょうがい者虐待防止センターにおいて委託事業所との連携を強化し、予防、早期対応を行います。
- ◆相談支援事業所やサービス提供事業所を対象とした事業所連絡会や研修を開催します。

- ◆研修への参加等により、相談支援事業所や市ケースワーカーの資質向上を図るとともに、庁内各部署及び関係機関等との連携を強化します。
- ◆地域の相談支援の拠点となり、総合的な相談業務や支援のコーディネーター機能を担う基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2023年	2027年
しょうがい福祉サービス支給決定者数	人	介護給付、訓練等給付、地域相談、障害児通所の支給決定者数	895 (2018年)	1,160	1,170
自立支援協議会 ¹⁸ の開催回数	回	実績	28 (2018年)	毎年度 30回	

<展開方向4:就労の促進>

【目的】

しょうがいしゃの一般就労促進に向けた支援を行うとともに、しょうがい者を雇用する企業の増加を図ります。

【手段】

- ◆個別の就労支援事業を継続します。
- ◆しょうがいしゃや企業個々の相談支援をハローワークとの連携により推進します。
- ◆取組定着に向けて自立支援協議会での検討や産業振興・商工部門との連携を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2023年	2027年
市就労支援事業により一般就労したしょうがいしゃ数	人	就労支援実績報告	6 (2018年)	8	10
福祉就労から一般就労へ移行した人数	人	日中活動系サービス推進事業補助金実績報告及びアフターフォローの状況	9 (2018年)	10	11
市主催の企業向け研修に参加した企業数	社	同左	10 (2018年)	12	15

18 障害者総合支援法に基づき、支援の充実の方策について協議を行う場として各自治体に設置され、関係機関・団体、しょうがい者等により構成される。当市では全体会と「くらし」「つどい」「しごと」「あんしん」の4専門部会でしょうがい者の社会参加機会確保、関係機関連携強化、課題整理・対応等について協議している。